

令和 8 年度集団指導資料

1. 令和 7 年度運営指導状況 居宅介護支援事業所 8 事業所

(基準条例)

宮古島市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例

【参考】

■ 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準

(平成 11 年 3 月 31 日厚生省令第 38 号、
改正；令和 6 年 1 月 25 日厚生労働省令第 16 号)

■ 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について

(平成 11 年 7 月 29 日老企第 22 号、
改正；令和 6 年 3 月 15 日老高発 0315 第 1 号・老認発 0315 第 1 号・老老発 0315 第 1 号)

※運営指導時には、厚生労働省のホームページに掲載されている【運営指導マニュアル・確認項目一覧】を基に作成した宮古島市独自の自己点検表の提出をお願いしています。
運営指導の標準化・効率化のため、自己点検表には重要な事項を厳選して掲載していますが、掲載されていない基準や関係法令等についても、再度確認し遵守してください。

1 はじめに

本資料は、令和 7 年度の運営指導において確認された主な指摘事項を踏まえ、各事業所において日常業務の見直し及び自主点検に活用していただくことを目的として作成したものです。

2 令和 7 年度の運営指導で見えてきたこと

令和 7 年度の運営指導の主な課題として、文書の整合性の不一致、指針・委員会・研修・記録の不足、ケアマネジメントに係る記録の不足、説明・同意・交付に関する記録管理の不備などが確認されています。

これらの指摘は、これまでも集団指導等で周知してきた内容ですが、今年度の運営指導においても複数の事業所で確認されました。集団指導で周知された指摘事項の内容が、各事業所において自事業所の確認事項として十分見直されていない状況が見られました。

これらの指摘事項に共通しているのは、書類に書いてあること、利用者に説明していること、実際に行っていること、記録に残っていることが、それぞれ一致していないということです。

3 主な課題と見直しの視点

(1) 文書の整合性に関する指摘事項

- ・運営規程、重要事項説明書、契約書等の間で、記載内容に差異が見られた。
- ・誤字、記載漏れ、旧情報の修正漏れが見られた。

文書の役割はそれぞれ異なりますが、**内容は一致していなければなりません。**
個別ではなく、関連文書をまとめて確認してください。

【見直しの 4 つ視点】

- ・記載のずれ（文書同士の表現や内容の相違）
- ・更新もれ（旧内容が残っている）
- ・実施漏れ（定めた内容が実施されていない）
- ・記録漏れ（実施内容が記録されていない）

(2) 指針・委員会・研修・記録に関する指摘事項

- ・指針の記載が不十分
- ・委員会及び研修の実施・記録が不十分
- ・指針・委員会・研修・見直しの連動が不十分

必要なのは、**指針に基づいて委員会が開催され、委員会で確認・検討した内容が研修等に反映され、その内容が記録として確認できる状態になっていることです。**

また、実施して終わりではなく必要に応じて見直しにつなげることも重要です。

【見直しの視点】

- ・指針に、委員会や研修の位置づけが記載されているか
- ・委員会で話したことが、研修や周知につながっているか
- ・実施したことが記録で追えるか（日付、参加者、確認事項、決定事項、その後経過など）
- ・実施した内容が職員周知や見直しにつながっているか

（3）ケアマネジメントの記録に関する指摘事項

- ・計画作成の経緯に関する記録が不十分
- ・アセスメントと計画内容のつながりが記録で確認しにくい
- ・サービス変更時の記録が不十分
- ・軽微は変更の判断根拠が不明確

ケアマネジメントは、実施していること自体ではなく、**その過程が記録として確認できることが重要**です。

【見直しの視点】

- ・アセスメントから計画作成までの流れが記録でみえるか
- ・サービス担当者会議の内容が計画に反映されているか
- ・モニタリング及び計画見直しの経過が確認できるか
- ・説明、同意、交付の日付や記録の前後関係が適切であるか

（4）説明、同意、交付を含む基本的な事務管理

- ・利用者に説明すべき事項について、説明していない、又は説明したことが確認できない。
- ・成年後見制度の利用有無の確認が不十分で、成年後見人の同意がない書類が確認された。
- ・署名、押印、日付等のもれ

不備が判明した場合であっても、**後から過去日に遡って署名又は押印を求めることは適切ではありません。**必要な対応はその時点で行い、**実際に対応した日付で記録をするようにしてください。**

【見直しの視点】

- ・日付の空欄、署名忘れはないか
- ・説明、同意、交付を実施した事実が記録で確認できるか
- ・署名、押印、日付等の記録が事実に基づいていることを確認できるか
- ・不備が判明した場合の対応について、事実経過を含めて記録できているか確認できるか

4 事業所に戻ったら、まず確認してほしいこと

各事業所においては、**次の3点**に取り組んでください。

①関係書類を並べて見比べる

運営規程、重要事項説明書、契約書が事業所の基本となる3つ書類です。この3つを整え、同じ条文・事項なのに内容が異なっている箇所がないか、見比べてみてください。

②各指針と委員会・研修記録を見比べる

各指針を読み直し、指針に委員会と研修について記載があるか確認してください。

その上で、委員会で何を確認・検討するのか、研修の回数や担当者が明確になっているか確認してください。

③各書類で署名、押印、日付の漏れがないか確認

不備があった場合でも、後から過去日に遡って整えず、実際に対応した日付で記録を残してください。

5 おわりに

今回の集団指導でお伝えした内容を、各事業所で持ち帰り、自事業所の書類や記録を見直す機会にしてください。

日頃から少しずつ確認し、必要な書類や記録を整えていくことで、日常の業務にも生かしやすくなり、運営指導の際にも円滑な確認につながります。

本資料及び別添資料を参考に、今後の見直しと業務改善につなげて頂くようお願いします。

別添資料

令和7年度運営指導における主な指摘事項一覧（居宅介護支援事業所）

令和 7 年度 居宅介護支援事業所における主な指摘事項一覧（居宅）

項目	指摘事項
内容及び手続の説明・同意	● 重要事項説明書、運営規程、契約書等において、誤字脱字、記載漏れ、記載内容の差異が確認された。 ● 重要事項説明書及び運営規程において、虐待防止の措置に関する（委員会、指針、研修、担当者等）の記載が不十分又は未記載であった。 ● 重要事項説明書において、利用料、加算、連絡先、休日その他重要事項に関する記載不備が確認された。 ● 利用者に対して、前 6 カ月の事業所割合に関する説明がされていなかったことが確認された。 ● 成年後見制度利用の有無について、確認が不十分で成年後見人の同意がない書類が確認された。
管理者	● 管理者による従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の一元的管理が不十分であった。 ● 同意取得に関する確認が不十分であり、必要な確認・管理が適切に行われていなかった。
指定居宅介護支援の 具体的取扱方針	● 居宅サービス計画作成の経緯に関する記録が不十分あり、適切なケアマネジメントが行われているか不明瞭なケースが確認された。 ● サービス内容の変更時における記録整備が不十分であり、軽微な変更とした判断根拠が明確でない事例が確認された。
運営規程等	● 運営規程において、誤字脱字、記載漏れその他記載内容の不備が確認された。 ● 運営規程と各種指針との間で、記載内容に不一致が確認された。
業 務 継 続 計 画 (BCP)	● 業務継続計画に係る研修資料、議事録、見直し記録等の整備が不十分であった。 ● 感染症及び災害に係る業務継続計画について、事業所の実態に即した内容となっていない事例が確認された。 ● 緊急連絡網、備品リストその他災害時等に必要な資料の整備が不十分であった。 ● 見直しを検討している議事録を確認できたが、BCP 計画書への反映・更新が行われていないことが確認された。

項目	指摘事項
感染症の予防及びまん延防止のための措置	● 感染症対策指針において、委員会の設置、開催、役割等に関する記載が不十分又は未記載であった。 ● 感染症対策委員会の記録について、見直し内容、変更箇所その他具体的な検討内容を確認できない事例があった。 ● 委員会記録と研修記録の区分が不明確であり、それぞれの実施内容を確認できなかった。
苦情処理	● 苦情処理に関するマニュアルが複数存在し、実際に使用する基準が明確でなかった。 ● 苦情に関する記録の保存期間その他必要事項の記載が不十分であった。
事故発生時の対応	● 事故対応マニュアルについて、居宅介護支援事業所に固有の事故リスクを十分に想定した内容となっていなかった。 ● 個人情報漏えい等に関する対応手順が不十分又は未整備であった。 ● 事故対応マニュアル及び様式に誤記その他記載不備が確認された。 ● 事故マニュアルにおいて、事故があった際の市への報告基準が明確でなかった。
虐待防止	● 虐待防止指針において、担当者、責任者、相談窓口、報告窓口等の記載が不十分又は未記載であった。 ● 虐待防止委員会の記録について、虐待防止に関する具体的な検討内容及び決定事項を確認できない事例があった。 ● 虐待防止指針及びマニュアルについて、介護保険サービスに必要な内容の記載が不十分であった。
掲示	● 重要事項等の掲載内容について、情報公表システム上で文字化け・最新の内容になっていないなどの不備が確認された。
加算	● 初回加算について、算定すべき月と異なる月に算定していた事例が確認された。 ● 退院退所加算について、算定要件となる入院医療機関等とのカンファレンスにおいて、在宅側の関係機関からの参加人数の規定（3 名以上）を満たしていないことが確認された。